

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和4（2022）年12月1日（木）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時45分

場所 みよし市役所 政策審議会室

出席者（選挙管理委員会委員）

委員長	鈴木文生	委員	鈴木武久
職務代理者	深谷重穂	委員	三井哲

（書記）

総務部部长（書記長）	深谷正浩	総務課副主幹（書記）	林航平
総務部次長（書記）	小野田浩司	総務課主任主査（書記）	窪田大輔
総務部副参事（書記）	服部誠	総務課主事（書記）	倉内菜穂

公開の状況 公開（議題(1)については非公開）

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 専決処分について（委員長報告）

(2) 選挙人名簿定時登録（令和4（2022）年12月）について

ア 定時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数（12月定時登録）

ウ 在外選挙人名簿登録者数

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

3 その他

議題

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします</p>
小野田書記	<p>続きまして、鈴木委員長よりご挨拶をお願いします。</p>
鈴木委員長	<p><挨拶></p>
小野田書記	<p>それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
鈴木委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分について（委員長報告）について、事務局から説明をお願いします。</p>
倉内書記	<p>議題（1）の専決処分について、事務局より説明いたします。資料の1ページをご覧ください。記載の1名の方について、在外選挙人名簿への登録を当委員会にて行いましたので、ご報告いたします。表には、登録を行った在外選挙人の氏名、生年月日、性別、本籍、日本における最終住所地、専決処分日を記載しております。</p> <p>2ページをご覧ください。こちらは、今回登録した方の被登録資格について確認をした結果になります。①在外選挙人名簿に既に登録されていない者であること、②申請時において年齢満18年以上であること、③日本国民であること、④⑤⑥は欠格事項に該当しない方であること、⑦転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有していること、</p> <p>これら7点について本籍地の市長に確認した結果、被登録資格を満たしておりましたので、公職選挙法第30条の6第1項に基づき、在外選挙人名簿に登録しましたのでご報告いたします。</p>
鈴木委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、よろしくお願いします。</p>
鈴木委員長	<p>それでは、ご質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題1 専決処分について（委員長報告）について、ご異議ございませんか。</p>

<異議無しの声>

鈴木委員長

ご異議ないようですので、議題1 専決処分について（委員長報告）は、承認されたものいたします。続きまして、議題2 選挙人名簿定時登録（令和4年12月）について、事務局より説明をお願いします。

倉内書記

続きまして、議題2 選挙人名簿定時登録（令和4年12月）について事務局より説明いたします。3ページをご覧ください。こちらは令和4年12月定時登録における資格要件になります。1 定時登録の基準日及び登録日は、令和4年12月1日（木）、本日となります。2 登録要件は、（1）、（2）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の（1）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、本日現在において、年齢満18年以上の者になります。（2）住所要件としては、ア 令和4年9月1日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者、イ 3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和4年8月1日から令和4年11月30日までに転出した者、ウ 帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後4か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。

3 抹消者については、（1）から（3）までのいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。（1）は、令和4年7月31日以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。（2）は、前回の基準日から本日までに死亡した場合です。（3）は、欠格事項に該当した場合です。

4 その他「転出者」で表示される者とは、令和4年8月1日以降の転出者であり、先程の2登録要件の（2）住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが、転出後4か月以内の者となります。

続きまして4ページをご覧ください。こちらは、今回の定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和4年12月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,896人、女23,740人であり、合計48,636人となります。ページをめくっていただき、以下、5ページは投票区ごとの内訳表、6ページは前回と今回の定時登録時の投票区ごとの増減表、7ページは世代ごとの内訳表及び増減表となっております。

続きまして、8ページをご覧ください。在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。12月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、

	<p>男21人、女15人、合計36人となります。ページをめくっていた だき、9ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。</p> <p>続きまして、10ページをご覧ください。こちらは、地方自治法に おける条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名数を告示 するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の 1とされているため、その数は973となります。算出方法は、記載 の計算式のとおりとなります。次のページをご覧ください。こちらは 同じく地方自治法で規定されている「議会の解散請求」「議員の解職請 求」「市長の解職請求」「副市長をはじめとする主要公務員の解職請求」 「教育委員会の委員の解職請求」に必要な署名数を告示するものとな ります。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされている ため、その数は、16,212人となります。こちらにつきましても、 算出方法は記載の計算式のとおりとなります。以上が事務局からの説 明となります。</p>
鈴木委員長	<p>ただ今、書記から説明がありましたが、ご質問がございましたらお 願いします。</p>
鈴木委員長	<p>それでは、他のご質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと 思います。議題2 選挙人名簿定時登録（令和4年12月）について、 ご異議ございませんか。</p>
	<p><異議無しの声></p>
鈴木委員長	<p>ご異議ないようですので、議題2 選挙人名簿定時登録（令和4年 12月）については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、3 その他について、書記より説明をお願いします。</p>
窪田書記	<p>その他の（1）愛知県知事選挙に係る選挙事務について、説明させて いただきます。資料の12ページ「愛知県知事選挙に係る選挙事務に ついて」をご覧ください。令和4年10月11日に愛知県選挙管理委 員会において、令和5年2月14日任期満了による愛知県知事選挙の 選挙期日が令和5年2月5日と決定しました。それに合わせた選挙事 務について順に説明させていただきます。まず、告示日の前日の1月 18日の選挙人名簿の登録等に係る選挙管理委員会、告示日である1 月19日に、氏名揭示のくじがございますので、ご出席をお願いします ます。次に、期日前投票期間が1月20日から2月4日となりますので、 期間中に投票立会人を、1人3回程度、お願いをさせていただきたい と思います。前回の選挙から引き続き、期日前投票所の会場をみよし</p>

市役所 3 階研修室に加え、おかよし交流センターにおいても開設します。開設日は両投票所ともに期日前投票期間の全日となります。投票時間については、市役所は午前 8 時 30 分から午後 8 時まで、おかよし交流センターは午前 9 時から午後 8 時までとなります。投票立会人については、選挙管理委員会委員の皆様、明るい選挙推進協議会委員の皆様、大学生、職員で対応したいと考えております。別添で机の上に配置表をお配りしておりますので、希望される日程に丸を記入し、提出をお願いいたします。次に 2 月 2 日午後 5 時は、開票立会人の届出期限となりますので、10 人を超えたら、翌日 3 日に開票立会人くじを行いますので、こちらにも出席をお願いいたします。そして、選挙期日前日の 4 日は、明るい選挙推進協議会との合同会議ということで、協議会委員の皆様が啓発活動を行う前に、期日前投票の状況、啓発計画についてご案内します。また、この後説明させていただきますが、みよし市議会議員一般選挙の啓発標語の募集結果及び優秀作品の選定についても予定しておりますのでご承知おきください。最後に、選挙期日の 5 日は、夜に開票作業がありますので、投票終了前に、開票場所である総合体育館アリーナに集合していただきたいと思っております。以上で、(1) 愛知県知事選挙に係る選挙事務についての説明とさせていただきます。

窪田書記

続きまして、(2) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律及び同法を踏まえた統一地方選挙の日程について説明させていただきます。資料の 13 ページをご覧ください。地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律が現在開かれている国会に提出され、可決されました。これは、いわゆる統一地方選挙といわれるものの日程を定める法ですが、本市では愛知県議会議員一般選挙とみよし市議会議員一般選挙が該当します。法律の内容から、愛知県議会議員一般選挙は 3 月 31 日告示、4 月 9 日投開票となり、みよし市議会議員一般選挙は 4 月 16 日告示、4 月 23 日投開票となります。また、この日程を前提としてみよし市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を 3 月 20 日に開催することを案として挙げさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。以上で、(2) の説明とさせていただきます。

倉内書記

続きまして、(3) みよし市議会議員一般選挙における啓発標語の募集について説明させていただきます。

資料の 14 ページをご覧ください。はじめに、標語募集の趣旨ですが、令和 5 年 4 月 23 日執行予定のみよし市議会議員一般選挙への投票参加を呼び掛ける啓発活動の効果を高めるための啓発標語を募集す

鈴木委員長	<p>るものです。応募資格に特に制限はありませんが、応募作品は1人5点までとします。次に、応募方法ですが、直接総務課窓口へ提出か、はがき、ファックス、電子メールでの提出とし、募集期間は令和5年1月1日（日）から令和5年1月20日（金）まで、締切日必着とします。提出された作品から、優秀作品1点を、令和5年2月4日（土）に開催予定の愛知県知事選挙の投票日前日の明るい選挙推進協議会委員の皆様との合同会議で審査を行い、その結果を入賞者の方に2月上旬に通知します。選ばれた優秀作品は市議会議員選挙の啓発において、利用させていただき、応募の際に記入された応募者の個人情報には厳重に管理し、審査及び発表以外の目的で使用しないものとします。</p> <p>ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、ご質問等他になければ、本日の選挙管理委員会を終了します。本日はご苦労様でした。</p>
-------	--